



各地域や各学校等で作成されている「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応を進めることで安心・安全な学校づくりへつなげましょう。



※適切な対応へつなげるために、全教職員で共通理解しておくことが大切です。

こんな子供の姿はありませんか？

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 等

**再確認！**

【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法 第2条」より  
「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

行為の軽重に関わらず、1回限りでも本人が「嫌だ」と感じたら、**いじめ**です

いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ(例)

最優先の業務として、即日のうちに対応

問題解決に向けた、組織的な対応

①いじめの発見 **★いじめが疑われる情報のキャッチ!**

- 個人で判断せず、生徒指導担当者への報告。(生徒指導担当者から管理職へ伝える。)
- 生徒指導担当者から関係教職員へ聞き取りの指示。

②情報集約・収集

- 生徒指導担当者による情報の集約。

③いじめの認知と指導方法の決定

- 生徒指導担当者から管理職へ報告。
- 管理職と生徒指導担当者等による正確な実態把握と速やかな協議。
- 学校いじめ対策組織等による認知、対応方針等の決定。

④組織によるいじめの対応

- 学校いじめ対策組織等による対応。
- 市町村・県教育委員会や関係機関(警察・福祉・医療等)との連携。

⑤継続指導・経過観察

- いじめの解消に向けた取組。
- 日常的に注意深く観察。

⑥再発防止・未然防止活動

- 日常的に取り組むことの洗い出し。
- 「いじめを許さない学校づくり」に向けた計画。

安心・安全な学校づくりへの取組

いじめ対応の基本的な在り方(重点事項)

**POINT!** 教職員が抱え込むことは、法律違反となるため、情報共有を徹底しましょう。

※参考:いじめ防止対策基本推進法第23条第1項

**POINT!** けんかやふざけ合いであっても、丁寧に調査(アンケート等)をした上でいじめにあたるか否かを判断します。

※参考:いじめ防止対策基本推進法第2条

**POINT!** いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。

※いじめが解消している状態

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の継続(3か月が目安)
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。

【学校教育支援サイトの紹介】

鳥取県 学校教育支援サイト

教育相談、いじめ・不登校対策

いじめ・不登校関連資料

いじめ問題への対応【初期対応編】

鳥取県教育委員会事務局  
いじめ・不登校対策センター 作成  
2023/年4月

関連資料も御活用ください。



どんな小さなことでも、いじめが疑われる情報をキャッチしたら、学年団や養護教諭等に伝え、情報共有の第一歩を踏み出しましょう。



# 特別支援教育ほっと通信

令和5年6月  
西部教育局

各地教委から局

次年度使用する教科用図書(以下、教科書という。)について、種類及び冊数の報告締切は8月下旬です。

教科用図書(以下、教科書という。)とは、「学校において、**教育課程の構成に応じた**組織配列された教科の主たる教材として用いられる図書」です。

つまり

教育課程が構成されていないと選ぶことができません!



スタートして間もないですが、次年度(令和6年度)の教育課程を可能な限り明確にした上で教科書を選びましょう!

特別支援学級においては、

- ①文部科学大臣の検定を経た教科書(検定教科書)や
- ②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作教科書)を使用します。

上記の教科書を使用することが適当でない場合は、

- ③教科用図書以外の絵本等の一般図書(一般図書)を教科書として使用することが認められています。

無償給与です!

採択された教科書の需要数は、毎年9月16日までに各都道府県から文部科学大臣に報告することとされています。  
【教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条(昭和23年文部省令第15号)】



視覚障がい者用  
聴覚障がい者用  
知的障がい者用  
(いわゆる☆(ほし)本)

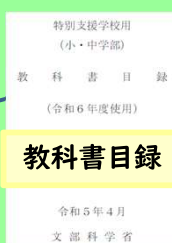
## ① 検定教科書

通常学級で使用しているものです。

令和5年度使用分から紙媒体での冊子配布が中止されました。文部科学省ホームページに掲載されていますので御確認ください。  
【掲載サイト】  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mext\\_00005.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00005.html)

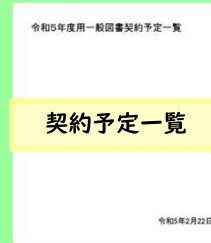


## ② 著作教科書



## ③ 一般図書

区分	小 学 部		
	種 目	種類数	点 数
知的障害者用	国 語	1	3
	算 数	1	4
	生 活	1	3
	音 楽	1	3



「生活」の教科書が新たに加われました!

各教科書は、教科書センターに以下のとおり展示されます。選定の参考にしてください。

【西部地区の教科書センター】

米子市立図書館、大山町立図書館、日野町図書館、境港市民図書館

【展示期間】6/9(金)~7/6(木)

②著作教科書及び③一般図書については、米子市立図書館のみに展示されます。なお、③一般図書は一部のみの展示となります。未展示の一般図書については、出版社のホームページ等を参考にしてください。

教科書選定の留意事項等については、特別支援教育の手引き(令和4年3月改訂鳥取県教育委員会)の32~34ページを参考にしてください。



県教育委員会特別支援教育課のホームページで閲覧できます。(ダウンロードも可能です。)





# 幼保小接続アドバイザーを派遣します

園児・児童の交流や  
職員の保育体験の  
振り返り、協議の進め方  
について知りたいな



アプローチカリキュラムや  
スタートカリキュラムを  
見直す視点は？



「接続カリキュラム」と  
「架け橋期のカリキュラム」  
はどう違うの？  
どう編成していくの？



## 私たちが一緒に考えます!!

【藤原厚子アドバイザー】

【川上さつきアドバイザー】



幼保小接続アドバイザー（架け橋アドバイザー）として  
関係者の皆さんをつなぐお手伝いができればと考えています。

実際の子どもたちの姿を参観したり、様々な機会に対話を深めたりして、お互いの教育・保育を理解することが、「架け橋期のカリキュラム」の編成につながっていきます。

- (例) ☆園と小学校の合同研修会
- ☆市町村が開催する研修会
- ☆管理職の連絡協議会
- ☆園児と児童の交流・  
職員の保育体験、授業見学後の研修
- ☆「架け橋期のカリキュラム」開発会議



## 生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる 重要な2年間・・・『架け橋期』

幼保小の架け橋プログラムの実施に  
向けての手引き（初版）

令和4年3月31日  
文部科学省



※施設類型の違いを越えて連携

申込み  
問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局西部教育局

TEL: 0859-31-9773

ホームページ: <https://www.pref.tottori.lg.jp/seibukyoiku/>

※依頼文・報告書は西部教育局HPにある様式をダウンロードしてください。



西部教育局HP

# 鳥取県エキスパート認定教員による 公開授業及び研修会の御案内

チャンス!

優れた教育実践を行っているエキスパート教員の授業を参観することは、教育技術を学ぶとてもよい機会です。教科等の指導技術や児童生徒がいきいきと学ぶ環境づくり等、具体的な姿から指導のコツやポイントを学ぶことができます。ぜひ、御活用ください。

認定分野

「小学校 国語」  
米子市立淀江小学校

米子市淀江町西原244番地2

●授業者  
吉田 温子 教諭

授業日

6月2日  
(金)

6月1日(木)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 13:30~13:45  
【公開授業】 13:45~14:30  
【研究協議】 14:45~15:45

●授業内容【单元名】第1学年  
「じゃむの れしびを きいて つたえよう」  
※児童がわくわくするような言語活動の工夫  
※具体的な聞き方・話し方の工夫に気づかせるための手立て  
※学習が日常生活に役立つと感じさせるための言葉掛け  
※基本的な学習規律の指導

授業日

6月23日  
(金)

6月22日(木)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 13:30~13:45  
【公開授業】 13:45~14:30  
【研究協議】 14:45~15:45

●授業内容【单元名】第1学年  
「どう やって みを まもるのかな」  
※説明文はすごいと1年生に思わせる言葉掛け  
※入門期の音読指導の工夫  
※1年生に文章の中の重要な語や文に注目させるための手立て  
※基本的な学習規律の指導

認定分野

「中学校 美術」  
境港市立第一中学校

境港市上道町1840番地

●授業者  
岩成 昭則 教諭

授業日

7月3日  
(月)

6月30日(金)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 13:10~13:40  
【公開授業】 13:45~14:35

●授業内容【单元名】第3学年  
「視点の冒険」  
※普段見逃している風景の中から、視覚的発見する力、表現を工夫する力を培う。  
※ChromeBookを活用し、制作前後の画像集約をすることで、生徒の考察や表現の伸長を可視化する。(評価の工夫)

研修会

認定分野

「小学校 国語」  
米子市立淀江小学校

米子市淀江町西原244番地2

●授業者  
吉田 温子 教諭

授業日

7月4日  
(火)

6月30日(金)  
申し込み  
締め切り

●開催時間【受付】 15:20~15:40  
【研修会】 15:40~16:40

◆どなたでも参加できます。  
●研修内容  
※学期末懇談で、保護者と信頼関係を築ける話し方について、具体例を通して学ぶ  
※話の構成の基本、気持ちの伝わる言葉の具体例を紹介  
※気を付けた方がよいこと、安心感をもたらす方法を具体的に紹介  
※話し方を実際に練習